

公売参加資格・買受人の制限

公売は、原則として定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

(1) 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売参加者の制限(国税徴収法第108条第1項)等、法令の規定により買受人となることができない者。

国税徴収法第92条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

同法第108条第1項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

(2) 公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者。

例えば、農地の買受を希望する際、上記及び公売公告で買受適確証明書が必要とされる財産の場合は、その財産の所在する市町村の農業委員会から買受適格証明書の交付を受けた者でなければ、公売に参加できません。

(3) 沖縄県暴力団排除条例及び各自治体が条例に定める次に該当するもの。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。

ウ 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有するもの。